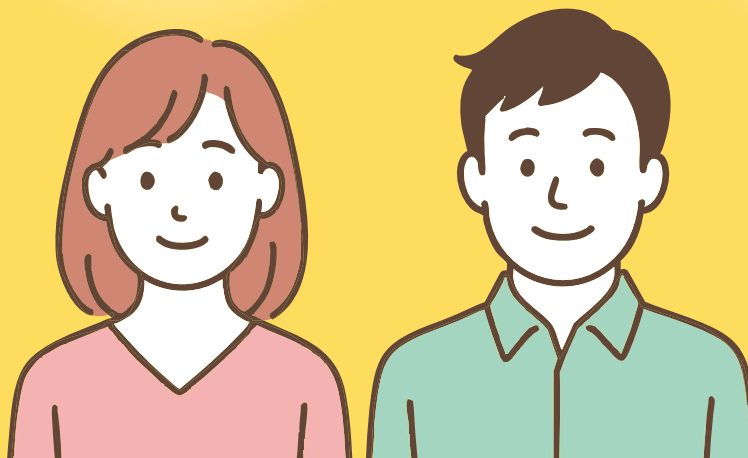
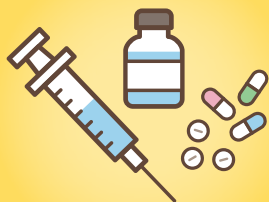


2026年度
保存版



補助金特別号

木曽町子育て支援制度ガイドブック



町民の皆さんが利活用できる補助金を一冊にまとめました



補助金によって、申請前に町との事前協議が必要な場合や、要綱等に沿った結果補助対象外となり、補助金が交付されない場合があります。また、予算には限りがありますので、補助を希望している方は、お早めに担当課へご相談ください。

★印の補助金は予算額に達した場合、補助を受けられない場合があります。

健康・医療、結婚・住まい

条件によって
追加助成があります

3～6P

..... 3P
結婚祝金
がん患者へのアピアランスケア助成金
★新婚生活支援補助金
高齢者特殊詐欺被害防止装置購入費補助金
国民健康保険人間ドック健診助成金

..... 4P
後期高齢者医療保険人間ドック健診費助成金
風しん予防ワクチン助成金
高齢者等公共交通定期券購入補助金 **New!**
带状疱疹ワクチン任意接種助成金
★高齢者補聴器購入費補助金
★木造住宅新築補助金

..... 5P
★森林エネルギー活用事業補助金
★新エネルギー普及促進事業補助金
★空き家解体工事補助金
★空き家住宅活用事業補助金 **拡充**

..... 6P
住宅耐震改修等事業補助金
浄化槽維持管理事業補助金
★リフォーム資金補助金
★浄化槽設置整備事業補助金
★エアコン設置促進事業補助金 **New!**

教育・学び・子育て

7～9P

..... 7P
新生児出産祝金
分娩取扱施設への交通費等助成金
★子育て支援サークル活動補助金
妊婦支援給付金
入学準備補助金
不妊治療費助成

..... 8P
高等学校生徒通学費助成金
要保護及び準要保護児童生徒援助費
おたふくかぜワクチン接種助成金
子どもインフルエンザ予防接種助成金

..... 9P
学力検定助成金
公立高等学校等生徒奨学補助金
私立高等学校等生徒奨学補助金
奨学金返済支援補助金

農業・林業支援

10～11P

..... 10P
★農業機械及び農業施設等補助金
森林経営管理推進事業補助金
林業担い手育成支援事業補助金
農業担い手確保育成支援補助金

..... 11P
★有害鳥獣防除対策事業補助金
★繁殖雌牛導入等補助金
★畜産施設改良事業補助金
特産品振興事業補助金

企業支援・起業・就業、地域づくり・その他

12～14P

..... 12P
★創業支援補助金
★補助事業等つなぎ資金貸付
製造業者向け設備投資等支援補助金
UIJ ターン就業・創業移住支援金

..... 13P
★中小企業等販路拡大支援事業補助金
★商店街等振興事業補助金

..... 14P
★コミュニティ施設整備事業補助金
★職人育成支援事業補助金
防災土養成事業補助金

..... 14P
大学生等関係人口推進補助金
まちづくり活動推進事業補助金
★猫繁殖制限手術費補助金

1

結婚祝金

祝金額 町内で利用できる
電子クーポン **2万円分**

対象 婚姻届出時において、町に住民登録している夫婦で交付時においても住所を有している夫婦

その他 ※町が交付対象となる夫婦を確認し、通知を発送します。通知に同封の受領書と引き換えに本庁住民係の窓口で電子クーポンをお渡しします。

申請・お問い合わせ先 町民課 住民係 ☎ 22-4281

2

がん患者へのアピランスケア助成金

がん治療に伴い医療用補整具を購入した方に、
購入費用の一部を助成します。補助金額 購入費用の額の
1/2 以内 **2万円** 限度額

対象経費 次の購入費

【頭髪補整具】…ウィッグ、装着用ネット、
毛付き帽子 1人につき1回【乳房補整具】…補整パッド、補整下着、
専用入浴着、人工乳房 1人につき
右房、左房それぞれ1回【その他補整具】…エピテーゼ（体の部位を補完する物）
1人につき1回

※購入のために要した経費（交通費及び送料、振込手数料等）、医療保険の対象となっているものは対象外

対象 項目を全て満たしている方

- ・がんの治療を受けた方または現在受けている方で、がん治療やその副作用により外見の変容が生じた方
- ・対象となる補整具の購入日に県内に住民登録している方で、交付申請日に町に住民登録している方

条件 令和8年3月1日以降に購入したもの

申請期間 令和8年4月1日から令和9年2月26日まで

申請・お問い合わせ先 保健福祉課 保健係 ☎ 22-4035

健康・医療、結婚・住まい

3

★新婚生活支援補助金

住居費・リフォーム・引越費用を補助します。

補助金額 対象経費の実支出額の
うち1世帯あたり限度額 **30万円**
夫婦共に29歳以下の
場合は限度額 **60万円**

※住宅手当が支給されている場合は、その額を差し引く。

対象 令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に新規に婚姻した世帯で、夫婦共に婚姻時の年齢が39歳以下かつ世帯所得500万円未満の世帯（貸与型奨学金を返済している世帯は年間返済額を控除）

条件

- ・対象となる住居が町内にあること。
- ・夫婦、またはどちらか一方が町に住民登録していること。
- ・「結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム」を受講すること（詳しい内容についてはお問い合わせください）。
- ・他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- ・過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。

その他 ※補助金を受ける際には、町との事前協議が必要です。

申請・お問い合わせ先 企画財政課 企画係 ☎ 22-4287

4

高齢者特殊詐欺被害防止装置
購入費補助金補助金額 購入費の
1/2 以内 **6千円** 限度額

対象 特殊詐欺被害防止装置を購入した65歳以上の高齢者のみの世帯

申請・お問い合わせ先 保健福祉課 介護支援係 ☎ 22-4038

5

国民健康保険人間ドック健診助成金

助成金額 受診料の **7割** 助成金には上限があります

対象 30～74歳の町国民健康保険被保険者

その他

- ※助成は1年度中に1回
- ※脳ドック以外のオプションは対象外
- ※町特定健診と重複して受診した場合は対象外
- ※単独のがん検診・脳ドックも助成対象ですが、同年度に基本ドックを重複して受けることはできません。単独検診の助成を受けた場合は、町の特定健診を別途受けていただきます。

申請・お問い合わせ先 町民課 住民係 ☎ 22-4281

申請期間・方法

▶委任払い医療機関の場合

- ①各自で医療機関へ予約
- ②受診日10日前までに町民課または各支所へ申請（委任払い医療機関：木曽病院・相澤健康センター・丸の内病院・あづみ病院・佐久総合病院・伊那中央病院）
- ③ドック承認証を各戸へ郵送（受診当日に医療機関へ提出してください）

▶委任払い以外の医療機関の場合（助成金 後精算）

- ①各自で医療機関へ予約し、受診
- ②医療機関から人間ドックの結果が届いたら、結果表・領収書・国保番号が分かるもの（資格確認書等）・通帳を持参し、町民課または各支所で手続きを行う。

6

後期高齢者医療保険 人間ドック健診費助成金

補助金額 日帰り **2万円** 1泊2日 **3万5千円**

対象 後期高齢者医療保険の被保険者

条件 町に住民登録していること。

申請方法 ①各自で医療機関へ予約し、受診する。
②医療機関から人間ドックの結果が届いたら1か月以内に、結果・領収書・資格確認書等・通帳を持参し、本庁保健福祉課または各支所で手続きを行う。

その他 ※助成は1年度中に1回
※町長寿健診または町特定健診と重複して受診した場合は対象外

申請・お問い合わせ先 保健福祉課 福祉係 ☎ 22-4035

9

带状疱疹ワクチン任意接種助成金

助成金額 水痘ワクチン (1回接種) **3千円** ワクチンの種類により助成額が異なります
带状疱疹ワクチン (2回接種) **6千円** ×2回分

対象 ◦50歳～64歳までの方
◦65歳以上で定期接種年度でない方
※年度初めに通知が届いていない方

条件 接種時に町に住民登録している方

申請方法 領収書のコピーを添えて、年度内に申請書類を保健福祉課へ提出

注意点 ※任意接種のため予診票は医療機関のものを使用してください。
※65歳以上の方は、定期接種年度で接種する場合と補助額が異なります。
※町からの補助は、生涯1回のみです。

申請・お問い合わせ先 保健福祉課 保健係 ☎ 22-4035

7

風しん予防ワクチン助成金

助成金額 **全額補助** 1回に限る

対象 昭和37年4月2日から平成2年4月1日生まれの方で妊娠を予定しているまたは希望している女性及び夫

条件 接種時に町に住民登録している方

申請方法 領収書のコピーを添えて、年度内に申請書類を保健福祉課へ提出

申請・お問い合わせ先 保健福祉課 保健係 ☎ 22-4035

10

★高齢者補聴器購入費補助金

補助金額 購入費の1/2以内 **3万円** 限度額

対象 ◦補聴器を購入した65歳以上の方
◦他の同様の補助制度を受けていないこと。
※同一対象者に対し5年ごと申請可能。

申請方法 申請書に領収書のコピーおよび聴力レベルのわかるものを添えて提出。

申請・お問い合わせ先 保健福祉課 介護支援係 ☎ 22-4038

8

高齢者等公共交通定期券購入補助金 New!

令和7年10月より幹線バスが郡協議会に移管したことにより、満65歳以上の高齢者等を対象とした従来の定期券が増額となりました。その差額分に対して補助金を交付します。

補助金額 200円区間の場合は、次の通り。

1ヶ月定期 3ヶ月定期 6ヶ月定期
1,600円 **3,000円** **2,400円**

※400円区間・600円区間も別にあり。

対象 満65歳以上の高齢者等

申請期間 定期券の有効期限の日から3週間以内まで

申請先 役場本庁環境水道課生活環境係及び各支所窓口

お問い合わせ先

詳細な補助要件については下記までお問い合わせください。
環境水道課 生活環境係 ☎ 22-3320

11

★木造住宅新築補助金

在来工法による木造住宅の新築を行う際に、木造住宅推進協議会による審査を受け、認められた場合に費用の一部を補助します。

補助金額 工事部分延べ面積 3.3㎡当たり3万円 **150万円** 限度額 (加算金額別)

定住加算 申請1件につき **20万円** 寒冷地加算 (開田地域に限る)

子育て加算 子1人につき **10万円** 3.3㎡当たり **2千円**

対象 建築後の住宅に住民登録をする方

条件 ・併用住宅の場合、1/2以上が住宅であること。
・郡内事業者が施工し、町内事業者7社以上が下請け納入していること。
・リフォーム資金補助金の支給を受けていないこと。
・建築基準法等の関係法令に適合した住宅であること。

申請・お問い合わせ先 観光商工課 商工係 ☎ 22-4285

★印の補助金は予算額に達した場合、補助を受けられない場合があります。

住まいの補助金は、申請前に町との事前協議が必要です。予算に限りがありますので、補助を希望する際は、早めの相談をお願いします。

12 ★森林エネルギー活用事業補助金

補助金額 ペレットストーブまたは薪ストーブのいずれか一基(新品)の本体と煙突部分の資材費用 2/3 以内 ※工事費は対象外 **40万円** 限度額

対象 町内に居住する、又は居住を予定する個人で、ストーブ等を自ら居住する町内の住宅(併用住宅を含む。)に設置するもの

その他 ※補助金を受ける際には、町との事前協議が必要です。
※次のことにご留意ください。
・県内の業者から購入すること
・前回の交付決定後から6年経過しない場合は交付対象にならないこと

申請・お問い合わせ先 建設農林課 木の産業づくり推進室 ☎ 22-4286

13 ★新エネルギー普及促進事業補助金

補助金額 **太陽光発電設備** 《住宅の場合》1kwあたり9万円 上限額 **45万円**
《事業所の場合》1kwあたり5万円 上限額 **250万円**

※PPA又はリースにて設置をする場合は、町へ事前にご相談ください。

蓄電池 蓄電設備の設置費用の1/3 上限額 **10万円**

対象 町内の住宅または事業所等に太陽光発電設備や蓄電設備を設置しようとする方

条件 ・太陽光発電設備：《住宅の場合》太陽電池の最大出力が10kw未満であること。
・蓄電設備：蓄電容量が1kwh以上10kwh未満であること。(住宅に限る)
・未使用品の設置であること。
・FIT制度またはFIP制度の認定を取得しないこと。
・住宅に設置する場合、木曾町木造住宅推進協議会の会員による施工であること。
・その他詳細については、事前にお問い合わせください。

その他 ※予算に限りがあるため補助金を申請する際には町へ事前協議を行ってください。
※詳細については、木曾町公式ホームページを確認してください。(表紙右下の二次元コードから確認できます)

申請・お問い合わせ先 環境水道課 生活環境係 ☎ 22-3320

14 ★空き家解体工事補助金

補助金額 老朽危険空き家以外の空き家限度額 **30万円**
老朽危険空き家と認定されるものは限度額 **100万円** 対象経費の1/2

条件 町内にある空き家および同じ敷地にある付属の建物等の全てを解体撤去し、更地にする工事であること。

申請・お問い合わせ先 町民課 住宅係 ☎ 22-4281

15 ★空き家住宅活用事業補助金

—空き家等を改修する方向け—
町内に所在する空き家を活用する方に対し、購入・改修に要する費用の一部を補助します。

補助金額 ①購入費：経費の1/2 限度額 **80万円**
②改修費：経費の1/2 限度額 **80万円**
※①②をあわせて申請する場合：経費の合計の1/2 限度額80万円
※②は所有者の承諾があれば賃貸物件でも利用できます。

加算 以下に該当する場合は、上記補助金額に加算があります。その場合、加算金額込みでの限度額は120万円です。

子育て加算 子ども1人につき **5万円**
移住加算 **20万円**

対象 次のいずれかに該当する方
・定住を目的に空き家の購入または改修する方
・事業への活用を目的に空き家を購入または改修する事業者等

条件 ・町空き家バンク登録物件であること。
・補助した物件を5年以上継続して使用すること。
・改修にあたっては、本事業の対象事業者による施工であること。(事前協議の際に対象事業者一覧表をお渡しします)

その他 ※購入前・改修工事着工前に申請書類をご提出ください。
※リフォーム資金補助金等、併用できない補助金があります。

—空家の売却・賃貸を検討されている所有者の方向け—
所有者が空家を売却または賃貸する際に実施する家財道具等の搬出・処分に必要な費用の一部を補助します。

補助金額 対象経費の1/2以内 限度額 **10万円**

条件 町が運営する空家バンクへの登録が必要です。

申請・お問い合わせ先 町民課 住宅係 ☎ 22-4281

16 住宅耐震改修等事業補助金

住宅耐震診断を受けられた方で、次の①～③に該当する方に補助します。

- ①住宅の耐震補強を行う方
- ②建替えのために住宅の除却を行う方
- ③住宅の1階部分に耐震シェルターまたは耐震ベッドを設置する方

補助金額

- ①に係るもの：
工事費の4/5以内 限度額 **150万円**
- ②に係るもの：
工事費の1/2以内 限度額 **97万8,600円**
- ③に係るもの：
設置等費用の2/3以内 限度額 **30万円**

対象 昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅で、住宅耐震診断の結果、総合評点で1.0未満の住宅

条件 自己の居住の用に供する個人所有の住宅で、年度内に工事等が完了すること

住宅耐震診断について

次に該当する住宅を所有する方については、無料で耐震診断が受けられます。

- ①昭和56年5月31日以前に町内に着工された住宅
- ②木造在来工法の住宅
※店舗等の用途を兼ねるものを含む。(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る)
- ③長屋および共同住宅以外の居住の用に供する個人所有の住宅

お問い合わせ先 町民課 住宅係 ☎ 22-4281

17 浄化槽維持管理事業補助金

補助金額 **1万7千円** 毎年

対象 集合処理区域外にお住まい(町に住民登録している方)で、住宅用合併浄化槽(店舗等併用住宅を含む)を適正に維持管理している方

条件 公共料金に未納がない方

添付書類 今年度の法定検査結果書(写し)

受付期間 法定検査受検後～令和8年3月31日

申請・お問い合わせ先 環境水道課 上下水道係 ☎ 22-3320

19 ★浄化槽設置整備事業補助金

補助金額 5人槽 **33万2千円**
7人槽 **41万4千円** 他5区分

対象 集合処理区域外で合併処理浄化槽を新規設置または改修を行う方

その他 ※国・県・町からの補助金となり、浄化槽の基数に限りがあります。
※浄化槽の人槽は、家屋の用途によっても変わります。

申請・お問い合わせ先 環境水道課 上下水道係 ☎ 22-3320

18 ★リフォーム資金補助金

居住する住宅の改修費用の一部を補助します。

補助金額 **20万円**

対象 居住する住宅に住民登録している方

- 条件**
- ・工事費が60万円(税込)を超えていること。
 - ・申請年度内に工事及び代金の支払いが完了すること。
 - ・施工業者(元請業者)は、木曾町木造住宅推進協議会員であって、講習会を受講している業者であること。
- ※平成29年度以降に次の補助金を受けた場合は対象外
- ・リフォーム資金補助金
 - ・木造住宅新築補助金
 - ・空き家住宅活用事業補助金
 - ・旧空家住宅活用事業補助金
 - ・旧定住促進補助金

対象経費

- ・住環境の改善工事
- ・住宅敷地内の倉庫、門塀、下水道の改修工事

※他の補助金制度の対象となるものは対象外
※解体工事のみまたは工事を伴わない備品の購入のみは対象外

申請・お問い合わせ先 観光商工課 商工係 ☎ 22-4285

20 ★エアコン設置促進事業補助金

近年の熱中症による健康被害増加を踏まえ、命と健康を守る生活環境を整備するためエアコン等の設置経費を補助します。

補助金額 生活保護世帯
[設備費+工事費]で最大 **7万3千円**
非課税世帯
[設備費+工事費]の2/3以内(千円未満切捨て)で最大 **4万8千円**

対象 居住する住宅にエアコン等の設備が設置されていない世帯

条件 申請日において木曾町に住民登録している方で、居住する全員が住民税非課税であること。

その他

- ・購入の前に事前申請が必要となります。
- ・対象品目、対象者の詳細については担当課までお問い合わせください。
- ・本事業は長野県が国の重点支援地方交付金を活用して実施する事業のため、県内での申請額が予算上限額に達した場合に早期終了することがあります。

申請・お問い合わせ先 保健福祉課 福祉係 ☎ 22-4035



教育・学び・子育て

1

新生児出産祝金

新生児の誕生をお祝いし、スマイルベビーセット（祝金、電子クーポン）を支給します。

祝金額	2 第1子	現金	電子クーポン
		10万5千円	+ 5万円分
	以第3降子	現金	電子クーポン
		15万5千円	+ 5万円分

対象 町に住民登録している方で、出生後、最初の住民登録地が町である新生児の保護者の方

条件 町に住民登録をしてから6か月以上経過している、または出産後も引き続き6か月以上住所を有する見込みのある方

申請・お問い合わせ先

教育委員会事務局 子育て教育課 子育て支援係
☎ 23-2000

2

分娩取扱施設への交通費等助成金

遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に、妊婦健診・出産時の移動にかかる交通費および出産までの間分娩施設の近くで待機するための宿泊費を助成します。

※助成金額・申請方法等の詳細については、保健福祉課保健係までお問い合わせください。

申請・お問い合わせ先 保健福祉課 保健係 ☎ 22-4035

3

★子育て支援サークル活動補助金

子どもを持つ親の交流や子育てを支援する団体に対して補助します。

補助金額 1団体につき 年 **3万円**

条件

- 小学生以下の児童の保護者5組以上で構成されるサークルで、町内において継続的に活動すること。
- サークルの構成員のうち、町に住民登録している方が2/3以上であること。
- 子育て支援事業、子育てに関する交流および相談等が主な活動内容であること。

対象経費

- 子育てに関する学習会等の講師謝礼
- 会場の使用料
- 活動にかかる消耗品費（飲食費を除く）
- 保険料 など

申請・お問い合わせ先

教育委員会事務局 子育て教育課 子育て支援係
☎ 23-2000

4

妊婦支援給付金

妊娠した妊婦と子どもの人数に応じて経済的支援を行います。

給付金額 ①妊娠1回あたり **5万円** ②子ども1人あたり **5万円**

対象 木曾町に住民登録のある妊婦

給付条件・時期

- ①妊娠の届出をしたとき
- ②出生届等で妊娠している子どもの数が確定したとき

申請・お問い合わせ先

教育委員会事務局 子育て教育課 こども家庭センター
☎ 23-2000

5

入学準備補助金

新入学児童生徒の就学準備のため、町内の小・中学校へ入学する児童・生徒の保護者に対して支給します。

補助金額 対象児童等1人あたり

町民税非課税世帯、児童扶養手当受給世帯等 **5万円** 町民税課税世帯 **2万円**

対象 児童等が小・中学校へ入学する年の1月1日に町に住民登録している方で、かつ、児童等の入学時に町に住民登録していることが見込まれている方

申請期間・方法 1月～2月（対象者に通知します）

申請・お問い合わせ先

教育委員会事務局 子育て教育課 学校教育係
☎ 23-2000

6

不妊治療費助成

不妊治療に要した治療費の一部を助成します。申請の際は事前に保健福祉課へお問い合わせください。

お問い合わせ先 保健福祉課 保健係 ☎ 22-4035



7

高等学校生徒通学費助成金

郡内の高等学校へ通学する生徒の通学費の一部を助成します。

助成金額 自宅から高等学校までの通学定期券購入費 **合計額の1/2**

※バスと電車を利用している場合は、両方とも対象
※対象期間は、高等学校等の正規の修業年限を上限

対象 町に住民登録しており、公共交通機関を利用して、郡内の高等学校および特別支援学校の高等部に通学する生徒の保護者

申請期間・方法

申請書兼請求書に定期券または領収書の写しを添付
・4月分から9月分までを9月末までに申請
・10月分から3月分までを3月末までに申請

申請・お問い合わせ先 教育委員会事務局 子育て教育課 学校教育係 ☎ 23-2000

8

要保護及び準要保護児童生徒援助費

経済的理由によって就学困難と認められる児童および生徒に対して就学援助を行います。

援助対象 学用品費、通学用品費、校外活動費、PTA会費等

対象 町に住民登録している小・中学生の保護者

条件
・要保護者 = 生活保護受給世帯
・準要保護者 = 町民税非課税世帯・児童扶養手当受給世帯等（前年度または当該年度）

申請期間・方法 学校を通じて申請 年2回支給（4月に全ての小・中学生に通知します）
※4月以降も随時申請できます。

申請・お問い合わせ先

教育委員会事務局 子育て教育課 学校教育係 ☎ 23-2000

9

おたふくかぜワクチン接種助成金

助成額 **全額補助** 1回に限る

対象 1歳～3歳未満の子ども

条件 接種時に町に住民登録している方

申請方法 医療機関を予約後に、保健福祉課窓口で申請

申請・お問い合わせ先 保健福祉課 保健係 ☎ 22-4035

10

子どもインフルエンザ予防接種助成金

助成金額 1回 **1,000円** 2回接種の年齢に限り2回まで

対象 6ヶ月～18歳（高校3年生相当）の方

条件 接種時に町に住民登録している方

申請方法 領収書のコピーを添えて、年度内に申請書類を保健福祉課へ提出

申請・お問い合わせ先 保健福祉課 保健係 ☎ 22-4035



11

学力検定助成金

実用英語技能検定、実用数学技能検定、日本漢字能力検定などの検定を受検した児童・生徒の保護者に助成します。

補助金額

小・中学生 高校生

受検料から **1千円** **2千円**を控除した額

対象

町に住民登録している小学生、中学生、高校生の保護者

条件

検定ごとに児童等1人あたり1年度中に2回

申請方法

申請書兼請求書に支払書類、検定結果書類の写し等を添付

申請・お問い合わせ先

教育委員会事務局 子育て教育課 学校教育係
☎ 23-2000

12

公立高等学校等 生徒奨学補助金

中信地区の公立高等学校に通学している生徒に対し補助します。

補助金額

生徒1人あたり年 **1万円**

対象

保護者または生徒が町に住民登録しており、中信地区の公立高等学校に在籍する生徒の保護者

申請期間

1～2月（対象者に送付します）

申請・お問い合わせ先

教育委員会事務局 子育て教育課 学校教育係
☎ 23-2000

13

私立高等学校等 生徒奨学補助金

中信地区の私立高等学校に通学している生徒に対し補助します。

補助金額

生徒1人あたり年 **2万円**

対象

保護者または生徒が町に住民登録しており、中信地区の私立高等学校に在籍する生徒の保護者

申請期間

1～2月（対象者に送付します）

申請・お問い合わせ先

教育委員会事務局 子育て教育課 学校教育係
☎ 23-2000

14

奨学金返済支援補助金

大学等卒業後に町に住民登録し、就職される方が返済している奨学金の一部を補助します。

補助金額

申請年度の前年度奨学金返済額 限度額 **20万円**

※補助期間は最大5年間

申請・お問い合わせ先

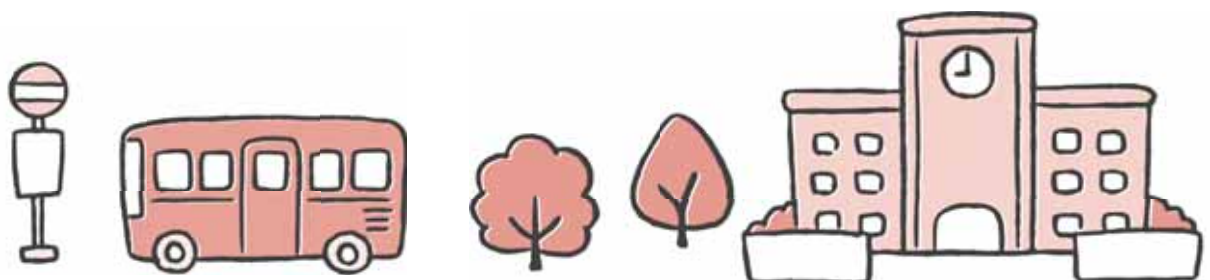
教育委員会事務局 子育て教育課 学校教育係
☎ 23-2000

条件

- ・申請初年度の年齢が35歳以下で町に住民登録しており、5年以上定住する意思がある方
 - ・平成28年3月以降に就職または起業をしている方
 - ・申請年度の前年度以前から奨学金の返済を行っており、奨学金の返済および町税等の滞納がない方
- ※公務員は対象外
※申請初年度から3年以内に転出された場合は補助金返還となります。

申請期間

毎年4～6月



農林・林業支援

1 ★農業機械及び農業施設等補助金

農業生産者団体等が農業機械および農業施設や加工設備等の整備を行う場合、それに係る経費に対して補助します。

補助金額 補助率：2/3 限度額 **120万円**

限度額についてはお問い合わせください。

条件

- ・認定農業者・地域計画に記載された農業の担い手を含む3名以上で構成され、構成員が共同で農業機械等を使用すること。
- ・事業費は整備導入する機械1つあたり50万円以上とする。

※地域計画に記載された農業支援サービス事業者が、農業支援サービスに係る機械を購入する場合の補助限度額は300万円。

※対象外の施設や農業機械があります。

その他 令和9年度分の受付のみとなります。
(今年度分は受付終了しています。)

申請・お問い合わせ先 **建設農林課 農政係 ☎ 22-4286**

2 森林経営管理推進事業補助金

住民団体等が主体的に行う森林整備事業（作業道開設・修繕、枝打ち作業）の経費に対して補助します。

補助金額 作業道開設修繕事業： 枝打ち事業：
1mにつき 1haにつき
1,200円～ 8万3千円～

※補助金を受ける際には、町へ事前にご相談ください。

対象 森林組合、林業事業体、森林所有者など

条件 森林法第5条に規定する地域森林計画の区域内の森林。

※施業種別に条件があります。

申請・お問い合わせ先 **建設農林課 木の産業づくり推進室 ☎ 22-4286**

3 林業担い手育成支援事業補助金

林業関連資格の受験料、研修費用および新規就労者の装備品などの購入費に対して補助します。

補助金額 ①経費の2/3以内 1人あたり ②経費の2/3以内 1人あたり

10万円以内 6万円以内

③経費の2/3以内 1人あたり

10万円以内

※補助金を受ける際には、町へ事前にご相談ください。

対象 町内に本社または事業所を有する林業事業体

条件

- ①林業技術者育成支援事業：（資格の種類）伐木等の業務に係る特別教育等
- ②町内短期研修（交通費及び宿泊費）
- ③新規就労者安全装備品および安全機械器具購入支援事業：新規就労者の装備品購入に対する補助条件は次のとおりです。
 - ・従業者1人につき1回に限る。
 - ・新規就労者が使用する備品類で不特定多数が使用しないこと。
 - ・同類の備品を複数購入した場合は1点に限る。
 - ・就業から概ね3年以内の方

申請・お問い合わせ先 **建設農林課 木の産業づくり推進室 ☎ 22-4286**

4 農業担い手確保育成支援補助金

新規就農者および農業後継者に対して補助します。

補助金額 《個人経営体または農業後継者》
就農初年度から3年間 年 **50万円**

対象

- ・町で就農認定を受けた者（個人経営体）または認定農業者の後継者（農業後継者）
- ・町に住民登録しており、5年以上就農の意思がある満18歳以上65歳未満の方

※離農、転出する場合は返還制度有り

申請・お問い合わせ先 **建設農林課 農政係 ☎ 22-4286**

★印の補助金は予算額に達した場合、補助を受けられない場合があります。



5

★有害鳥獣防除対策事業補助金

農家・自治会向け

有害鳥獣による被害を防止するため、農業従事者および自治会などの団体が行う防除対策に対して補助します。

補助金額 ①補助率 個人：1/2 以内
団体（複数の農地）：3/5 以内
補助限度額：1人あたり 年 **5万円**

②個人 自治会（1/2 以内）
3万円 10万円

③限度額：1人あたり 年 **5千円** 登録料は新規分のみ

④10aあたり 1地区年間
2万円以内 10万円以内

対象 ①防除施設（電気柵、ネット、フェンスの資材）
②威嚇用物品（花火およびエアガン等の購入費）
③煙火取扱講習会経費および登録料
④自治会が行う緩衝帯整備

条件 ①▶農業従事者が農作物への被害を防止する目的であること。
※中山間地域直接支払事業の実施地区は対象外
▶複数の農業従事者が共同で複数の農地に設置する場合もそれぞれに補助します。（一筆の農地を共同で耕作している場合には個人とする。）
▶購入費が2万円を超えていること。（送料等は対象外）
②～④に関してはご相談ください。

申請・お問い合わせ先 建設農林課 農政係 ☎ 22-4286

狩猟者向け

新たに狩猟免許を取得する方にその経費の一部を補助します。

補助対象 ・受験手数料
・テキスト代
・銃所持許可講習会 手数料 ほか
・狩猟税（初回のみ）
・県、郡猟友会費（初回のみ）、入会金

対象 〇町に住民登録している方
〇町内の猟友会支部に所属し、有害鳥獣捕獲に従事することができる方

申請・お問い合わせ先 建設農林課 木の産業づくり推進室 ☎ 22-4286

6

★繁殖雌牛導入等補助金

繁殖雌牛の導入および自家保留に対して補助します。

補助金額 ①事業に要する経費の 9/10 以内 ②1頭 限度額 **80万円 6万円以内**

対象 ①畜産農家が市場等から導入した繁殖雌牛
②繁殖雌牛の自家保留牛およびE T産子導入牛

条件 ①繁殖雌牛の導入であること。
②繁殖雌牛として引き続きその農家で飼育されていること。（ただし、概ね生後18か月を迎えた月に支払います。）

申請・お問い合わせ先 建設農林課 農政係 ☎ 22-4286

7

★畜産施設改良事業補助金

畜舎の修繕、改良に要する経費に対して補助します。

補助金額 事業に要する経費の 2/3 以内 限度額 **50万円**

対象 畜産農家が行う畜舎の修繕、改修

条件 ・家畜を飼養する目的とした建物および設備であること。
・自己施工または町内業者が施工すること。

申請・お問い合わせ先 建設農林課 農政係 ☎ 22-4286

8

★特産品振興事業補助金

地域の農林水産物の新たな特産品の開発に要する経費に対して補助します。

補助金額 補助率：2/3 以内 限度額 **50万円**

1事業所5カ年の内1回限り

対象 ・町に住民登録しており、町内で農林水産物の生産を行っている方
・町内の農業法人
・町内の農林水産加工を営む事業者

条件 新たな農林水産物の特産品開発事業

その他 令和9年度分の受付のみとなります。（今年度分は受付終了しています。）

申請・お問い合わせ先 建設農林課 農政係 ☎ 22-4286



企業支援・起業・就業、地域づくり・その他

1

★創業支援補助金

町内で生業として新たに起業する者に対して起業に必要な初動期の経費の一部を補助します。

補助金額

①対象経費の1/2以内 限度額 **100万円**

②対象経費の1/2以内 限度額 **20万円**

③家賃等の1/2以内 限度額 **5万円** /月、最大1年間

対象

年度内に事業を開始予定又は事業の開始から1年未満の方であって、創業前に町に相談している方

条件

- ・初めて起業する方であって、過去に事業収入を得ていない又は法人の代表になっていない方
- ・町の認定創業支援等事業計画における創業支援セミナー等を受講した方
- ・創業計画書等の内容により生業として認められるもの
- ・町に住民登録し、3年以上継続して営業する意志がある方
- ・営業に必要な許可が取得されているか、取得が確実であること
- ・他に同趣旨の補助金支給を受けていないこと
- ・自治会、区に加入し、地域の一員として各種活動に積極的に参加できる方
- ・町商工会の会員、または新たに加入すること

対象経費

- ①設備投資、備品の取得費、内装等内部造作の工事費等
- ②手続経費（登記料、広告宣伝費等）
- ③家賃等経費（店舗家賃、地代）

申請・お問い合わせ先 観光商工課 商工係 ☎ 22-4285

2

★補助事業等つなぎ資金貸付

国、県等の補助金が採択されてから実際に交付されるまでの間、補助事業に必要な資金を基金より一時的に貸付します。

貸付利息

無利子

条件

- ・地域の活性化を目的とした公益的な事業で、国、県等の補助金交付決定を受けていること
- ・町内に事務所等を有するまたは構成員の過半数が住民登録している団体

貸付期間

補助金交付決定日から補助金の受領日以後14日まで

申請・お問い合わせ先 企画財政課 企画係 ☎ 22-4287

3

製造業者向け設備投資等支援補助金

町内に工場等の新設または増設をし、新規に雇用をしようとする製造業を営む中小企業者へ補助します。

条件

町内に製造業の工場の新設または増設をし、新規常用従業者を2人以上雇用する者

その他

※詳細はお問い合わせください。
※事業実施の3か月前までに事前協議が必要になりますので、必ず事前にご相談ください。

申請・お問い合わせ先 観光商工課 商工係 ☎ 22-4285

4

UIJターン就業・創業移住支援金

対象地域（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、大阪府）から町へ移住し、創業または就業された方を支援します。

補助金額

単身世帯 2人以上世帯
60万円 100万円
 18歳未満の子ども
 1人あたり 加算 **100万円**

条件

- ▶対象地域に過去10年間のうち5年以上在住し、住所異動直前に1年以上就労していた方が町へ住民登録し、就業または創業すること。
- ▶就業に関する要件
次のいずれかにより移住後に就業していること。
 ①長野県の移住支援金対象求人サイトを経由して就業またはサイト登録要件に該当する企業に就業
 ②職場いきいきアドバンスカンパニー認証企業に就業
 ③農林水産業に従事
 ④家業等に従事
 ⑤テレワーク勤務していた方が移住し、移住前の業務を引き続き行う場合
 ⑥関係人口として認められ就業する場合（関係人口とは…Uターン者、町にふるさと納税をしたことがある方、町の地域活動に参画したことがある方等）
- ▶創業に関する要件
長野県のソーシャル・ビジネス創業支援金の交付決定を受けていること。

申請期間・方法

町に転入した日から1年以内に申請してください。

その他

※上記の他にも、細かい要件が定められているため、必ず事前にご相談ください。

申請・お問い合わせ先 町民課 住宅係 ☎ 22-4281

5

★中小企業等販路拡大支援事業補助金

都市部等で開催される商談会・展示会等へ出店することで、販路拡大と受注機会の創出を図る事業者に関係経費を補助します。

補助金額 対象経費の 2/3 以内 限度額 **15万円** 1事業者 1年度1回限り

対象

- ・町内に主たる事業所を有する中小企業
- ・農林水産物の生産・加工を行う事業者
- ・上記の業者3社以上で構成する団体

条件

- ・自社製品・商品または技術力サービス等を紹介するための商談会・展示会であること。
- ・他に同趣旨の補助金交付を受けていないこと。
- ・木曾町商工会の会員であること。

対象経費 出展小間料および小間内備品のレンタルや装飾に係る経費（消耗品は対象事業費全体の2割以内まで可）
※交通費・宿泊費は対象外

申請・お問い合わせ先 観光商工課 商工係 ☎ 22-4285

6

★商店街等振興事業補助金

集客力向上による事業継続を目的とした魅力ある店舗の改修費用について、その経費の一部を補助します。

補助金額 店舗改修等経費の 1/2 以内 限度額 **50万円**

対象 集客部分を有する店舗等

条件

- ▶町内で3年以上継続して営業すること。
- ▶事業主が町内に住民登録がない場合、町商工会に加入していること。
- ▶営業に必要な許可が取得されているか、取得が確実であること。
- ▶他に同趣旨の補助金支給を受けていないこと。
- ▶自治会、区に加入し、地域の一員として各種活動に積極的に参加できる者
- ▶施工業者（元請業者）は木曾町内の業者であること。
- ▶次の補助金をそれぞれの年度以降に受給していないこと。
 - ・商店街等振興事業補助金 平成29年度
 - ・創業支援補助金 令和6年度

対象外となる経費

- ・社員・従業員のみが使用する部分の工事経費
- ・単に老朽化に伴う工事経費
- ・外装のみの工事経費（バリアフリー化を除く）
- ・従前の安全安心向上事業で対象となっていた経費

申請期間 令和8年4月1日～6月30日
※申請締切り後に審査会により交付決定を審議します。

申請・お問い合わせ先 観光商工課 商工係 ☎ 22-4285

7

★コミュニティ施設整備事業補助金

地区の集会施設や公園施設など、皆さんが利用する施設の整備費用を補助します。

補助金額 対象経費の 1/2 以内 限度額 **100万円**

対象 集会施設、体育施設、公園施設、生活環境施設など

条件 地区の単独事業で事業費が50万円以上のもの（増改築など）

その他 ※事業を予定されている場合は、事前にご相談ください。

申請・お問い合わせ先 総務課 危機管理室 ☎ 22-4280

8

★職人育成支援事業補助金

住宅産業の振興のため、新たに職人志望者を雇用し育成する町内事業者を支援します。

補助金額 事業者が支払う給与および社会保険料の 1/2 以内 限度額 消耗品は対象となる品目の 1/2 以内 限度額総額

50万円 **30万円**

対象 大工、左官、建具、畳、板金に専ら携わる者

条件

- ・就業日に40歳未満の者であること。
- ・4年以上継続して雇用すること。

申請・お問い合わせ先 観光商工課 商工係 ☎ 22-4285

9

防災士養成事業補助金

地域防災の担い手となる人材を育成するため、防災士の資格取得にかかる費用を補助します。

補助金額 限度額 **4万円**

対象

- ・町に住民登録している方で、防災士の資格取得後も引き続き5年以上町内に居住する方
- ・行政区や自主防災組織等と連携し、防災活動の中心的な役割を担い活動できる方
- ・令和6年4月1日以降に資格取得された方

対象経費 受講料、教材費、教本代、防災士資格取得受験料および防災士認証登録料（初回のみ）

申請方法 補助金申請書兼同意書に防災士認証状または防災士証の写し、補助金の対象となる経費の支払いを証する書類を添付

その他 ※補助は1人につき1回です。
※他の助成制度との併用不可。

申請・お問い合わせ先 総務課 危機管理室 ☎ 22-4280

10 大学生等関係人口推進補助金

フィールドワーク推進事業

町内で大学生等がフィールドワークなどを行う際にかかる費用に対して補助します。

- 補助金額**
- ①宿泊費：対象経費の1/2以内
1人あたり1泊 **5千円** 1回
2泊以内
- ②交通費：対象経費の1/2以内
1人あたり上限 **1万円/回**

対象 町内で町の地域課題を対象としたフィールドワーク等を行う大学生等で構成される団体

- 対象経費**
- ①町内の宿泊施設での宿泊費
②大学等の場所から実施場所までの間の、鉄道、高速バス、またはレンタカーの往復の交通費

U・I・Jターン推進事業

木曾町へのUターンなどを考えている大学生等が郡内の企業へ就職活動を行う経費を補助します。

- 補助金額**
- ①宿泊費：対象経費の1/2以内*
1人あたり1泊 **5千円** 1回
5泊以内
- ②交通費：対象経費の1/2以内*
1人あたり上限 **1万円/回**

※採用試験のみ、対象経費の2/3以内

対象 ①・②両方に当てはまる方

- ①木曾町へのUターン等を考えている大学生等（大学・高等専門学校・短期大学・専修学校等に在籍している方）
②郡内の事業者への就職活動（採用試験・インターシップ・企業説明会等）を行った者

- 対象経費**
- ①町内の宿泊施設での宿泊費
②居住地から就職活動の実施場所までの間の、鉄道、高速バス、またはレンタカーの往復の交通費

その他 ※補助は1年度中に3回までです。

申請・お問い合わせ先 企画財政課 企画係 ☎ 22-4287

★印の補助金は予算額に達した場合、補助を受けられない場合があります。

11 まちづくり活動推進事業補助金

地域の伝統や文化に新しい息吹を吹き込み、活力ある町を創造するため、町民が主体となって行うまちづくり活動に要する経費を補助します。

- 補助金額**
- ①地域の活性化事業：事業費の3分の2以内 **30万円以内**
- ②景観形成事業：限度額 **30万円以内** 観光地等の周辺が環境整備対象

- 条件**
- ・町内に活動拠点があり、町に住民票のある5人以上の団体であること。
 - ・団体の会則等を有し、年間の事業収支が明らかであること。
 - ・営利活動団体でなく、宗教、政治、政党活動に関連しないこと。

- その他**
- ・事前審査がありますので、必ずご相談ください。
 - ・他の補助金と併用不可

申請・お問い合わせ先 企画財政課 企画係 ☎ 22-4287

12 ★猫繁殖制限手術費補助金

- 補助金額** 1匹あたり **5千円** ※ただし、手術費用が5千円に満たない場合は費用の額とする。

対象 町に住民登録している方または町長が適当と認める非営利団体等で、自らが飼育する飼い猫または飼い主のいない猫に繁殖制限手術を受けさせる方

条件 本補助金と類似した助成制度を利用していない方

- その他**
- ※繁殖制限手術に係る手術費用の領収書（写し）
 - ※飼い主のいない猫にあつては、手術対象の猫の耳カット状況が確認できる写真
 - ※手術を行う年度内に補助金申請を行ってください。

申請・お問い合わせ先 環境水道課 生活環境係 ☎ 22-3320

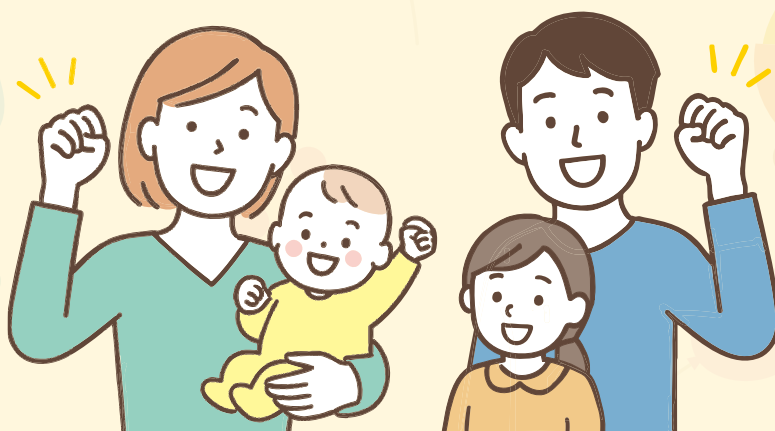
 2026年度版

木 曾 町

子 育 て

支 援 制 度

ガイドブック





1	赤ちゃんが生まれるまで	17～18P
2	赤ちゃんが生まれてから	19～21P
3	子育て支援センター、一時預かりなど	22P
4	認定こども園	23P
5	成長・発達が気になるお子さんのために	23P
6	小中学校・高校など	24～25P
7	障がい児福祉など（障がい・難病）	26～27P
8	ひとり親家庭などのために	27～28P
	お問い合わせ先一覧	28P



1 赤ちゃんが生まれるまで

★はご本人の申請が必要な手続きです

★(1) 妊娠届

📍こども家庭センター

妊娠していることが分かったら、産婦人科で医師が発行する妊娠届出書をこども家庭センター（子育て教育課）へご提出ください。担当保健師が出産へ向けての準備や産後の見通し、サービスなどについてご案内します。

【持ち物】

妊娠届出書
振込先通帳

お渡しするもの

- ① 母子健康手帳
- ② 妊婦健康診査受診票
- ③ 妊婦歯科歯周病健診受診票
- ④ 新生児聴力検査受診票
- ⑤ 妊婦支援給付金（1回目）
- ⑥ ながの子育てパスポート
- ⑦ RSウイルスワクチン予診票

いんたねいん

- ⑧ 子育て支援アプリ
- ⑨ 妊婦講習会
- ⑩ 遠方の分娩取扱施設への交通費・宿泊費助成



▲
妊娠届の
電子申請

⚠ アンケートの記入や妊婦健康診査受診票作成のため、30分程度お時間をいただきます。

① 母子健康手帳の交付

📍こども家庭センター

母子健康手帳は、妊娠～出産、育児、健康診査、予防接種などを記録し、母子の健康を守る大切な手帳です。受診時や予防接種時にご持参ください。

② 妊婦健康診査受診票

📍こども家庭センター

母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査の受診票（基本健診14回、追加検査5回、超音波検査4回）を交付します。また、上記以外の健康診査についても一部助成します。詳細は母子健康手帳発行時にご案内します。

⚠ 木曾町に転入してきた方で、既に母子健康手帳をお持ちの方は、お申し出ください。受診票を交付します。

③ 妊婦歯科歯周病健診受診票

📍保健福祉課 保健係

母子健康手帳交付時に受診票をお渡ししています。

料 金▶無料（妊娠中に1回）

健診期間▶つわりが落ち着いた頃～28週頃まで

④ 新生児聴力検査受診票

📍保健福祉課 保健係

赤ちゃんの1000人に1～2人は、生まれつき難聴をもつとされています。早期に発見し、適切な治療や支援を行うことが赤ちゃんのこぼや心の成長には大切です。

県外の医療機関で出産される方はご相談ください。

補助額▶上限8,500円

⑤ 妊婦支援給付金（1回目）

📍子育て教育課 子育て支援係

母子健康手帳交付時に申請をしていただきます。

支給額▶5万円

⚠ 他の自治体で、妊婦支援給付金の支給を受けていない方に限ります。転入された方で支給を受けていない場合はお申し出ください。

⑥ ながの子育てパスポート

※21ページ参照

⑦ RSウイルスワクチン予診票

※18ページ参照

★⑧ 子育て支援アプリ

●まっちこはぐくみナビ（母子モ）

妊娠中の記録から、出産後は赤ちゃんの成長記録をつけることができます。

町からの子育て支援情報もこのアプリから得ることができます。

●医療相談アプリ

24時間365日、いつでもどこでも医師がこころやからだの悩みに答えてくれます。相談したい部位の写真や動画を送って相談することもできます。

利用料▶無料

対象家庭▶未就学児の家庭（一番下の子どもの学年）

妊婦のいる家庭



★ ⑨ 妊婦講習会

保健福祉課 保健係



● パパママの素敵なパートナーシップ講座

助産師さんによるパートナーシップ講座および妊婦さんご夫婦向けベビー育児講座（沐浴体験ほか）

● 赤ちゃん抱っこ・ふれあい体験

3～8か月の赤ちゃんが集うベビーマッサージの教室の見学、赤ちゃんの抱っこ体験など。

★ ⑩ 遠方の分娩取扱施設への 交通費および宿泊費助成

保健福祉課 保健係

遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦さんに対して、妊婦健診・出産時の移動にかかる交通費および出産予定日前から施設付近で待機するための宿泊費の一部を助成します。

対象▶ 自宅（または里帰り先）から最寄りの健診施設まで、概ね30分以上の移動時間を要する妊婦

◎詳細については母子健康手帳発行時にご案内します。

(2) 妊婦訪問

木曾町では地区担当保健師が妊婦さんへ家庭訪問を行い、妊娠期の相談や産後の支援のご案内をします。

妊婦支援給付金（2回目）

子育て教育課 子育て支援係

妊婦訪問時に申請をしていただきます。

支給額▶ 胎児の数×5万円

△ 他の自治体で、妊婦支援給付金の支給を受けていない方に限ります。転入された方で支給を受けていない場合はお申し出ください。

(3) 働く妊婦さんへ

- 1、妊娠・出産・産休などを理由として、会社が解雇や里帰り出産をする妊婦さんへ不利益な取り扱いをすることは禁止されています。
- 2、妊婦健診や保健指導に必要な時間を確保できます。
- 3、主治医から指示を受けた場合は、「母性健康管理指導事項連絡カード」を会社に提出すると、通勤緩和や休憩に関する措置を受けられます。

★ (4) 町外・県外に里帰り出産をする妊婦さんへ

保健福祉課 保健係

- 1、できるだけ早めに帰省先の産院を決めましょう。
- 2、県外の医療機関で妊婦健康診査を受ける場合は、保健福祉課に事前連絡し、受診票が使用できるか確認しましょう。
- 3、里帰り先での出産後に必要な届出や手続きについては事前に確認してください。（出生届は帰省先の自治体窓口で提出できますが、児童手当や福祉医療費助成などは木曾町での手続きが必要です。）
- 4、里帰り先など県外で新生児訪問・予防接種・乳児健康診査を受けたい場合は、保健福祉課へご連絡ください。

★ (5) 国民健康保険・国民年金に 加入している妊婦さんへ

国民健康保険および国民年金に加入している妊婦さんは、産前産後期間の国民健康保険税（料）の免除、国民年金保険料の免除が受けられます。

免除期間▶ 産前産後4か月分
（多胎児の場合は6か月分）

必要書類▶ 出産予定日のわかる書類の写し

【国民健康保険】 税務会計課 税務係 ☎22-4282

【国民年金】 町民課 国民年金係 ☎22-4281

★ (6) 不妊治療費助成

保健福祉課 保健係

不妊治療に要した治療費の一部を助成します。申請の際は事前に保健福祉課へお問い合わせください。

★ (7) 妊婦予防接種費用補助

保健福祉課 保健係

● R S ウイルスワクチン（定期接種）

対象▶ 接種時点で、28週0日～36週6日までの妊婦

費用▶ 全額公費負担

● 風しん

対象▶ ・町内に住所を有し、昭和37年4月2日から平成2年4月1日に生まれた方で妊娠を予定または希望している女性およびその夫

・町内に住所を有し、昭和37年4月2日から平成2年4月1日に生まれた方で妊娠をしている女性の夫

費用▶ 全額町負担（1人1回まで）

2 赤ちゃんが生まれてから

★はご本人の申請が必要な手続きです

(1) 出生届出時の手続き

出生届出時に以下の手続きをあわせて行います。

- ①出生届 ②児童手当 ③新生児出産祝金
- ④産婦・乳児健診受診票 ⑤福祉医療費制度

⚠ 出生届を時間外に提出した場合や子どもの住所地となる木曽町以外に提出した場合は、改めて「新生児出産祝金」などの手続きが必要となります。

★① 出生届

↳ 町民課 住民係

赤ちゃんが生まれたら、生まれた日を含めて14日以内に出生届を提出してください。

- 持ち物**▶ ・出生届（出生証明書に医師または助産師の記入押印があるもの）
・母子健康手帳

★② 児童手当

↳ 子育て教育課 子育て支援係

出生届および転入届の際に手続きします。

- 対象**▶ 0歳～高校生年代までの子を養育しているかつ、木曽町に住民票を有する方
- 支給月額**▶ **3歳未満**：15,000円（第1、2子）
：30,000円（第3子以降）
3歳～18歳：10,000円（第1、2子）
：30,000円（第3子以降）
- ※18歳到達後の最初の年度末まで
所得制限：なし

- 支給月**▶ 偶数月（支給月の前2か月分を振込）
必要なもの▶ 申請者のマイナ保険証、印鑑
振込先口座の通帳等

⚠ 申請した日の翌月分から支給されます。月末に生まれた場合は、出生の翌日から15日以内に申請してください。

★③ 新生児出産祝金

↳ 子育て教育課 子育て支援係

新生児の誕生をお祝いし、スマイルベビーセット（祝金、電子クーポン）を支給します。

- 対象**▶ 新生児・保護者ともに、木曽町に住民登録のある世帯
- 条件**▶ 町に住民登録をしてから6か月以上経過している、または出生後も引き続き6か月以上住所を有する見込みのある方
- 祝金額**▶ **第1・2子**：現金105,000円と
電子クーポン50,000円分
第3子以降：現金155,000円と
電子クーポン50,000円分

★④ 産婦・乳児健診受診票

↳ 保健福祉課 保健係

産婦健診、乳児健診に利用する受診票を発行します。受診時に医療機関へお渡しください。

産婦健診

産後のお母さんのこころとからだの健康状態を確認します。

時期▶ 産後2週間および産後1か月

乳児健診

生後1か月を迎えた赤ちゃんの健康状態を確認します。

時期▶ 出生後1か月

※県外の医療機関で受診を希望する場合は、事前に保健福祉課 保健係へお問い合わせください。

★⑤ 福祉医療費制度

↳ 保健福祉課 福祉係

医療費の保険適用分の自己負担相当額を助成する制度です。お子さんの場合原則窓口負担はありません。

- 対象**▶ 医療保険（国保・社保）に加入し、木曽町に住民票を有する方で、下記に該当する方
1. 0～18歳に達した年の年度末までの児童
 2. 障がい者
 3. 父子・母子家庭など
 4. 難病患者（難病受給者証所持者）

申請に必要なもの▶

- ①申請書 ②振込先がわかるもの
- ③保険証情報が確認できるもの

⚠ 申請される区分により必要書類が異なります。
⚠ 医療機関を受診する際は、都度受付で福祉医療受給者証を提示してください。

⚠ 県外で受診した場合は別途手続きが必要です。制度や対象となる医療などについて、ホームページをご確認ください。



木曽町ホームページ▶



(2) 新生児訪問

生後1か月以内のすべての赤ちゃんのご家庭に保健師が訪問し、赤ちゃんの体重測定、育児やお母さんの産後の体調についての相談や保健指導を行っています。

お渡しするもの

- ① 予防接種予診票
- ② 母乳相談助成券
- ③ おもちゃ美術館電子クーポン案内

ご案内

- ④ 産後ケア事業
- ⑤ ファーストブック訪問
- ⑥ ウッドスタート事業
- ⑦ 乳幼児防災セット



① 予防接種予診票

保健福祉課 保健係

予防接種は、すべて医療機関での個別接種です。かかりつけ医と相談しながら受け忘れのないようにしましょう。

⚠ 「予診票」「予防接種と子どもの健康」をご覧ください。予防接種の効果と副反応について理解した上で接種を受けましょう。

⚠ 予防接種に行くときは必ず母子健康手帳を持参し、記録を残しましょう。

●おたふくかぜワクチン予防接種費用の助成

1歳～3歳のお子さまを対象におたふくかぜワクチンの接種費用（1回分）の助成をしています。助成を受けるためには、窓口での申請が必要になります。ご本人確認できる物をご持参の上、保健福祉課窓口までお越しください。

② 母乳相談助成券

保健福祉課 保健係

医療機関や事業所で母乳相談をする際の利用補助券を交付しています。（3回分）

実施施設 ▶ 長野県立木曽病院
・長野県助産師会に加盟している助産所

③ おもちゃ美術館電子クーポン

子育て教育課 子育て支援係

小学校卒業までのお子さまへ木曽おもちゃ美術館の入場料を助成します。

※入館には保護者の方などの同伴が必要です。



④ 産後ケア事業

こども家庭センター

産後、お母さんが安心して子育てができるよう、医療機関や助産所などで育児相談や沐浴、乳房マッサージなどを受けられます。

対象 ▶ 産後のお母さんとその赤ちゃん
費用 ▶ 自己負担あり（産後ケアクーポン券利用可能、所得に応じて減免措置があります。）

実施施設 ▶ 長野県立木曽病院
・伊那中央病院
・長野県助産師会に加盟している助産所

⑤ ファーストブック訪問

こども家庭センター

生後3か月までにこども家庭センターの保育士が絵本のプレゼントにお家へ訪問を行っています。事前に保護者の方へ日程の連絡をします。

⑥ ウッドスタート事業

子育て教育課 子育て支援係

●ウッドスプーン

木曽の木を使って職人が作ったお椀とスプーンをプレゼントします。お椀は木曽ヒノキと朴の木を貼り合わせてデザインしており、長くお使いいただけます。



●木のおもちゃ

1歳を迎えるお祝いに木製のおもちゃをプレゼントします。



⑦ 乳幼児防災セット

子育て教育課 子育て支援係

近年各地で大雨、地震などの災害が発生し、災害への備えが必須となっている中、町独自の乳幼児防災セットを配布しています。

配布時期 ▶ 乳児：ファーストブック訪問
幼児：1歳お誕生日教室

(3) 乳幼児健診・教室



健診・教室名	対象・内容
3か月児教室	3～8か月児 ベビーマッサージの体験
4か月児健診 *	計測・問診・離乳食の導入 小児科/整形外科診察
離乳食教室	初期(5か月児) 中期・後期(7～10か月児) 進め方・調理実習・試食
10か月児健診 *	計測・問診・診察 ミニ講座など
1歳お誕生日教室	12か月児 計測・育児講座・栄養指導・ 歯科指導
1歳6か月児健診 *	計測・問診・小児/歯科診察 歯科指導、心理相談(希望者)
幼児食教室	1歳6か月児～ 幼児食の話、調理実習、試食
2歳児教室	計測、小集団の遊び、製作、 栄養相談 セカンドブックプレゼント
親子で歯っぴー教室	2歳6か月児 歯・食事の話、おやつを試食
3歳児健診 *	計測・問診・小児/歯科診察 歯科指導、屈折検査

* R8年度より、乳幼児健診は木曽郡合同健診として、郡内6町村合同で実施します。
会場：上松町健康増進センター

(4) 子育て応援本プレゼント

こども家庭センター

お子さま中心の毎日、なんだか忙しくてバタバタ…、1日終わると「今日何してたんだろう?」とふと思うこともあるかもしれません。そんな保護者さまにほっとしていただきたい願いからこの1冊を贈ります。

(5) チャイルドシート貸出

子育て教育課 子育て支援係

1度の申請につき2か月以内でチャイルドシートを貸し出しています。申請される際は子育て教育課までお越しください。

(6) 未熟児養育医療

保健福祉課 保健係

からだの発達が未熟なまま生まれた赤ちゃんで、指定された医療機関で入院養育が必要な場合、医療費の助成が受けられます。

※所得税額などに応じて自己負担があります。

(7) ながの子育て家庭優待パスポート 多子世帯応援プレミアムパスポート

子育て教育課 子育て支援係

●ながの子育て家庭優待パスポート

対象▶18歳以下のこども(18歳に達する年度の3月末まで)が1人以上いる家庭と妊婦さんのいる家庭

●多子世帯応援プレミアムパスポート

対象▶18歳以下のこども(18歳に達する年度の3月末まで)が3人以上いる家庭

協賛店舗でパスポートカードを提示すると、買い物等の割引など、特典が受けられます。

18歳以下のこどもが3人以上いる家庭は多子世帯応援プレミアムパスポートもあわせてご利用いただけます。

各パスポートカードは、妊娠届出時または出生届出時等でお渡しします。

★ながの子育て家庭優待パスポートは、
LINEアプリでもお使いいただけます

登録方法▶長野県公式LINEアカウントを「友だち」追加し、利用登録するとLINEアプリでパスポートを利用することができます。

このアイコンが目印 /



▲友達追加はこちら



◀県外の協賛店でも特典を受けられます。
このロゴマークが目印です。

3 子育て支援センター、一時預かりなど

★はご本人の申請が必要な手続きです

(1) 木曾町子育て支援センター

☪ 子育て支援センターてのひら

乳幼児とその保護者を対象に、年齢ごとの広場やイベント、お子さまの一時預かりを行っています。

●年齢別広場

内容▶ 3か月～12か月対象：ベビーの広場
1歳～来入児対象：てのひらぱーく
(子育て講座・運動あそびなど)

●一時預かり

家庭で一時的に保育ができない場合にお預かりします。

対象▶ 生後6か月以上～小学校就学前

利用日▶ 平日：8時30分～17時
土・日：9時～15時

料金▶ 納付書後払い

※詳細は下記までお問い合わせください。

申込み・問い合わせ▶

てのひら (平日8時30分～17時)

※預かり希望日の3日前までにお申し込みください。

所在地▶ 木曾町新開4236番地5
(木曾こども園併設)

(2) あそびのひろば

☪ あそびのひろば

親子で遊べる場を開放しています(保育士が常駐)

所在地▶ 木曾町福島5764番地5
保健センター1階

開所日▶ 月曜日～金曜日
(祝日・年末年始を除く)

利用時間▶ 9時～12時/13時～15時30分
* 食事スペースは9時～15時30分

対象者▶ 0歳～5歳児(未就学児)とその保護者



★(3) ファミリーサポート事業



☪ こども家庭センター

育児の援助を行いたい方と、援助を受けたい方を組織化し、地域における住民相互の子育て支援を行っています。

対象▶ 生後6か月～満12歳までのお子さまがいる家庭、妊婦または産後間もない母親

サポーター(提供会員)▶ 木曾町で開催する『ファミリーサポーター養成講座』を受講した方

活動内容▶ ・お子さまの預かり、保育施設などへのお子さまの送迎
・妊婦または産後間もない母親の家事援助

町負担額▶ 1時間1,000円(平日昼間、時間外や休日は割増)をサポーターさんへお支払いします。

申込み・問い合わせ▶ こども家庭センター

利用料▶ 無料

サポーターさんとの交流会

サポーターさんと顔見知りになる機会として、年数回交流会を開催しています。役場だよりでご案内します。



サポーターさん募集中!
ぜひ子育て応援隊を
一緒にやってみませんか?



★(4) 誰でも通園制度

☪ 子育て教育課 子育て支援係

未就園児を対象とした月10時間限定の保育事業です。

対象▶ 生後6か月以上～3歳未満

利用日▶ 平日9時～15時30分

料金▶ 1時間300円

場所▶ 子育て支援センターてのひら

△ 利用にあたり面談等を実施するため、1か月前までにお申込みください。
『こども誰でも通園制度総合支援システム』からも予約可能です。

4 認定こども園

子育て教育課 子育て支援係

木曾町には幼保連携型の認定こども園が4施設あります。

園名	所在地	連絡先
木曾こども園	新開 4236 番地 5	0264-22-2204
日義こども園	日義 1590 番地 3	0264-26-2415
開田こども園	開田高原末川 2792 番地	0264-42-1212
三岳こども園	三岳 6634 番地 1	0264-46-2152



教育保育時間▶ 8時30分～15時30分

早朝延長保育▶ 朝：7時30分～／夕方：15時30分～19時（土：～17時）

希望保育▶ 土曜・夏季・冬季・春季保育

未満児保育▶ 満1歳～

説明会▶ 次年度に入園を希望される方は11月初旬に開催する入園説明会にご参加ください。

※早朝延長保育、希望保育の利用については、原則就労が条件となります。

●園開放

お住まいの地域だけでなく、4園どこでもおでかけください。
5月から毎月開放日を設けています。



産前産後の入園をご希望の妊婦さんへ

産前産後の期間で、上のお子さまの世話をする人がおらず、入園を希望する場合は予定日の3か月前を目安にご相談ください。

認定期間▶ 出産予定日の前日までの8週（56日）～出産日を含めて8週（56日）の月末まで

※詳細は子育て支援係までお問い合わせください。

5 成長・発達が気になるお子さんのために

巡回相談

町内のこども園を、定期的に子どもの発達の専門家と子育て教育課の指導主事、保健師が巡回します。保護者の希望により、専門家の方と懇談の場を設けることもできます。

問い合わせ▶ 各こども園、こども家庭センター

サポートブック

お子さんの成長・発達に関わる大事な情報を集め、関係機関が連携しお子さんの成長を応援するためのファイルです。保護者が主体となってサポートブックを活用することで、新しい環境になった際、これまで行ってきた支援をもとに、本人に合った支援を検討するための手助けとなります。

対象▶ 生まれてから成人するまでのすべての方
配布・問い合わせ▶ こども家庭センター

★この他にも、お子さまの様子に合わせた少人数で行っている教室があります。

また、こども園に入園を控えたお子さんを対象に入園準備教室も開催しています。

子どもの成長発達は個人差があります。おひとりで悩まず、まずはご相談ください。

【相談先】こども家庭センター ☎0264-23-2000

保健福祉課保健係 ☎0264-22-4035



6 小中学校・高校など

子育て教育課 学校教育係
子育て支援係

★はご本人の申請が必要な手続きです

(1) 小・中学校への入学

対象者のいるご家庭へ次のとおり通知します。

	健康診断	入学通知
小学校	入学する前年の10月中に通知書をこども園等を通じてお渡しし、11月中に実施します。	入学する年の1月中に通知書を発送します。
中学校	なし	

★(2) 転校

●転居・転入

在学していた学校から発行される「在学証明書」と、転居あるいは転入手続きの際に教育委員会から交付される「転入学（編入学）通知書」をもって、指定された学校へお出かけください。小中学校ともに手続きは同じです。

●転出

学校から「在学証明書」をもらい、役場窓口にて転出手続きをしてください。その後、転出先の市町村で転入学の手続きをします。

★(3) 外国籍のお子さまの保護者の方へ

外国籍のお子さまが町立の小中学校へ入学を希望する場合は、手続きが必要になります。

転入時に木曾町教育委員会へお越しください。

持ち物▶ お子さまの「在留カード」「特別永住者証明書」、または住民票

(4) さまざまな補助金や支援制度

小中学校に通う方の制度（小中学校）

★入学準備補助金

新入学児童生徒（年長・小6）の就学準備のための費用の一部を支給します。

支給額▶ 所得などにより決定します

★遠距離通学補助金

通学距離が小学生4km、中学生5kmを超えていて、町生活交通バスなどの利用ができない児童生徒に対し補助金を支給します。

支給額▶ 月額8,000円×12か月分

支給月▶ 年3回に分けて支給（8月、1月、4月）

★要保護及び準要保護児童・生徒援助費

経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒に対し、学用品費などの一部を支給します。

対象▶ 生活保護世帯、町民税非課税世帯、児童扶養手当受給世帯など

支給額▶ 学用品費等

小学1年生：6万円程度

小学2～6年生：2万円程度

中学1年生：8万円程度

中学2、3年生：3万円程度

支給月▶ 年2回に分けて支給（7月、12月）

★学力検定料助成

学力検定料のうち、小中学生は1,000円を超えた分、高校生は2,000円を超えた分を助成します。

対象となる検定▶ 検定毎に同年度2回まで

・実用英語技能検定（英検）

・実用数学技能検定（数検）

・日本漢字能力検定（漢検）

およびこれらに類する検定

★通学補助

通級指導教室などへ通級している児童・生徒に対し、補助金を支給します。

支給額▶ 30円/km（住所地により異なります。）

支給月▶ 年3回に分けて支給（8月、2月、4月）

小中学校で負担軽減または無償化しているもの

●学校給食費（R8年度～無償化）

地産地消による食育のため、地元食材の購入を進めます。

小学校▶ これまで保護者が負担していた食材費（給食費）を国と県の交付金により無償化します。

交付金を超えた食材費は、町が負担します。

中学校▶ 食材費（給食費）を町負担により無償化します。

●小中学校で全額補助しているもの（上限あり）

①学年費

②修学旅行費

③小5 合同社会見学費用

●町生活交通システム定期券配布

小中学校の児童生徒のバス運賃を無料とし、小学校入学時に定期券を配布します。

高等学校・大学に通う方への制度

★高等学校生徒通学費助成金

木曾郡内の高等学校へ通学する生徒の通学費の一部を助成します。

支給額▶バスおよび電車の通学定期券購入費の1/2

支給月▶年2回に分けて支給（10月、3月）

★公立・私立高等学校等生徒奨学補助金

中信地域の公立および私立高校に通学している生徒に対し、ひとりにつき年間公立1万円、私立2万円を助成します。

★奨学金返済支援補助金

大学などを卒業後に木曾町に住み、就職される方が返済している奨学金の一部を補助します。

補助額▶上限額20万円/年

期間▶最大5年

※公務員は対象外となります。



(5) 放課後児童クラブ

就労などにより、昼間保護者のいない家庭の小学生を対象に、安心で安全な活動の場を提供します。

●詳細は下記へお問合せください。

地区	団体名	連絡先
福島地区	福島学童クラブ	090-2429-1972
日義地区	日義学童クラブくすくす	090-2241-1441 または 26-2301 (役場日義支所)
開田地区	開田高原学童クラブ	080-2335-8255 または 42-3331 (役場開田支所)
三岳地区	みたけ学童クラブ	090-4392-7577 または 46-2001 (役場三岳支所)



(6) こどもに関する相談や不登校のお子さまの居場所

こども家庭相談室

こどもに関するご相談でしたら、どのような相談もできます。(不登校、発達に関する事、家庭問題、育児に関する事など)

秘密は固く守られます。安心してご相談ください。

場所▶木曾福島保健センター裏の平屋建物

開所時間▶平日9時～16時

連絡先▶こども家庭センター

※不在の場合がありますので、お電話ください。

学舎はるかぜ

不登校または不登校傾向のある児童・生徒への支援をします。興味・関心のある活動や学習、体験的な活動を一緒に行います。

対象▶木曾町の小中学校に在籍している、または木曾町内に居住している小学生から18歳までのお子さま

場所▶木曾町福島5471番地1

開所時間▶平日9時～16時

問い合わせ先▶子育て教育課または小中学校



7 障がい児福祉など（障がい・難病）

障がいのあるお子さまや難病をお持ちのお子さまが、日常生活・地域生活を送るにあたり利用できる制度やサービスをご案内します。所得や障がいなどの状況（手帳の等級など）により利用できる制度やサービスに制限がある場合があります。

(1) 暮らし・手当

県営住宅優先入居制度

👉 木曾建設事務所 整備・建築課

入居申込者または同居親族のいずれかに身体・精神・療育手帳をお持ちの方がいる場合に対象となります。

※ただし、手帳の等級に制限があります。

優先入居を申し込む場合には、優先入居対象であることの事実を証明する書類などが必要です。

特別児童扶養手当

👉 子育て教育課 子育て支援係

20歳未満の精神または身体に障がいがある児童を監護している父母などに、手当が支給されます。ただし、対象の児童が障がいを支給事由とする年金を受け取っている場合や児童福祉施設などに入所しているときには支給対象となりません。

障害児福祉手当

👉 子育て教育課 子育て支援係

精神または身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に手当が支給されます。ただし、対象の児童が障がいを支給事由とする年金を受け取っている場合や児童福祉施設等に入所しているときには支給対象となりません。

(2) 福祉サービス

障害者手帳（身体・精神・療育）

👉 保健福祉課 福祉係

申請により、身体・精神・知的障がいがある方に障害を有することを証明する手帳を交付します。各種障害者手帳は、様々な福祉施策を利用するために必要となります。

手帳の種類により申請に必要な書類が異なりますので詳しくはお問い合わせいただくか、ホームページをご確認ください。



▲ 身体障害者手帳



▲ 精神障害者保健福祉手帳



▲ 療育手帳

障害福祉サービスなど

👉 保健福祉課 福祉係

障がいがあるお子さま、発達に不安があるお子さまは通所や入所による療育・訓練を行うことができます。また、障がいや発達の状態、家庭の状況などによりその他福祉サービスを申請することができます。

軽度・中等度難聴児補聴器購入等助成

👉 保健福祉課 福祉係

町内に住所を有する18歳未満の軽度・中等度の難聴を持つお子さんで要件を満たす方に対し、補聴器などの購入や修理にかかる費用を助成します。所得に制限があるほか、自己負担があります。必ず購入前の申請が必要です。事前にお問い合わせください。



(3) 医療

小児慢性特定疾病医療費助成制度

👉 木曾保健福祉事務所 健康づくり支援課

国が指定する小児慢性特定疾病に罹患している児童がいる家庭の医療費の軽減をはかるため、その治療にかかる医療費の一部を助成する制度です。令和7年4月から対象となる疾病が788疾病から801疾病に拡大されました。

制度の詳細について、申請についてはこちらからご確認ください。

長野県公式ホームページ▶



難病医療費助成制度

木曽保健所（木曽保健福祉事務所）

国および県が指定する難病に罹患されている方の医療費の負担軽減を目的として医療費の一部を助成する制度です。

対象となる方、制度、申請については下記からご確認ください。



▲
国が指定する難病
長野県公式ホームページ



▲
県が指定する難病
長野県公式ホームページ

自立支援医療（育成医療・精神通院）

保健福祉課 福祉係

●育成医療

18歳未満の障害児（障害に係る医療を行わないときは将来障害を残すと認められる児童を含む。）で、その身体障害を除去、軽減する手術などの治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行います。原則事前申請が必要で、世帯の所得に制限があります。

●精神通院

精神による疾患（てんかん含む）で、通院医療が継続的に必要な方の医療費（薬剤費も含む）の自己負担分を公費で負担する制度です。福祉医療制度によりお子さんの医療費の自己負担は原則ありませんが精神通院を優先的に利用してください。

(4) その他

ヘルプマーク

保健福祉課 福祉係 木曽保健福祉事務所

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方を対象に申請により配布されます。申請の際に障がいや症状があることを証明する書類等の提示は必要ありません。お1人1つまで配布します。

信州パーキング・パーミット

保健福祉課 福祉係 木曽保健福祉事務所

身体・知的・精神障がい者、難病患者、高齢者、妊産婦、けが人など、歩行が困難な方を対象に、申請に基づき、県内共通の利用証を交付します。車いす使用者と車いす使用者以外で利用証が異なります。

利用証は、同様の制度を実施する府県の協力施設の駐車区画でも利用できます。制度について詳細は右記からご確認ください。



▲長野県公式
ホームページ

このほかにも制度・サービスがあります。
◎どのようなことにお困りか？
◎どんなときにどのような支援が必要か？
まずはご相談ください。



8 ひとり親家庭などのために

さまざまな事情でひとり親家庭となられた方へ、児童の養育などにかかる不安や問題の解消を図ることができるよう、さまざまな制度やサービスがあります。ご相談は各窓口へお問い合わせください。

母子父子寡婦福祉資金の貸付

木曽保健福祉事務所

貸付を受けたい方は母子・父子自立支援員にご相談ください。（個々の事情により貸付できない場合があります。）

生活福祉資金の貸付

木曽町社会福祉協議会

低所得世帯などの経済的自立と社会参加を支援するため無利子または低利で各種資金の貸付を行います。

養育費・面会等の相談

木曽保健福祉事務所

離婚に際し、養育費や面会などの取り決めや確保でお困りの方は、女性相談員がご相談にのります。

母子生活支援施設の利用

木曽保健福祉事務所

生活上のさまざまな問題のため、お子さまの養育が十分にできない場合に、お母さんとお子さまが一緒に利用できます。

生活保護の受給

☞木曾保健福祉事務所 または ☞保健福祉課 福祉係
 病気、失業等により収入が途絶えたり、働いても収入が少なく生活に困っている方は、生活保護の申請ができます。

児童扶養手当の受給

☞子育て教育課 子育て支援係
 母子・父子家庭などの18歳到達年度の末日を経過していない児童（障がい児の場合は20歳未満）を対象とし、その児童を監護する母、監護かつ生計を同じくする父、または養育者に支給されます。要件などの詳細は担当課へお問い合わせください。

⚠ 児童扶養手当は国・県の取り組みですが、申請は町が窓口となります。

自立支援教育訓練給付金事業 高等職業訓練促進給付事業

☞木曾保健福祉事務所

児童扶養手当支給水準の母子家庭の母または父子家庭の父を対象に、就労に向けて教育訓練を受講したり、養成機関などに通い資格の取得を目指す方へ、経費の支給があります。条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。



お問い合わせ先 一覧

施設名	連絡先	施設名	連絡先
木曾町役場 本庁（代表）	22-3000	木曾こども園	22-2204
保健福祉課	22-4035	日義こども園	26-2415
町民課	22-4281	開田こども園	42-1212
日義支所	26-2301	三岳こども園	46-2152
開田支所	42-3331	子育て支援センターてのひら	22-3301
三岳支所	46-2001	あそびのひろば	22-2232
木曾町教育委員会	23-2000	福島小学校	22-2014
木曾町社会福祉協議会	26-1116	日義小学校	26-2004
木曾保健福祉事務所（福祉課）	25-2231	開田小学校	42-3221
木曾保健福祉事務所 児扶・特児・障害児福祉手当：社会係	25-2218	三岳小学校	46-2019
木曾建設事務所 県営住宅優先入居制度：整備・建築課	25-2240	木曾町中学校	22-2096

木曾町こども家庭センター

全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」を設置しています。こども、こどものいるご家庭に関するあらゆるご相談をお受けします。ご相談内容やニーズに応じて必要なサービスや制度のご紹介、関係機関へおつなぎします。保健師、保育士、発達心理士が常駐しています。どうぞ気軽にご相談ください。

木曾町教育委員会 子育て教育課内（電話：0264-23-2000）